

# 山梨県公報

号外第十七号

平成二十年

三月二十八日

金 曜 日

## 目 次

### 教育委員会

- 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則……………一
- 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則を廃止する規則……………二
- 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県立学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県立学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………二
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………〇
- 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………〇
- 山梨県立学校の副校長設置に関する規程を廃止する告示……………一
- 山梨県奨学生選考委員会規程を廃止する訓令……………一
- その他……………一
- 山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令……………一

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則  
次に掲げる規則の規定中、「午前九時三十分」を「午前九時」に改める。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号）第二条第一項

二 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県教育委員会規則第十五号）第二条第一項

三 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第四号）第一条第一項及び第二項

### 附 則

（施行期日）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会規則第四号

山梨県奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則

山梨県奨学金貸付条例施行規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日において県内の高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは専攻科に在学し、現に奨学金の貸付けを受けている者については、この規則による廃止前の山梨県奨学金貸付条例施行規則（次項において「規則」という。）の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 平成二十年三月三十一日までに貸し付けられた奨学金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる規則の規定により貸し付けられた奨学金については、規則第六条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第十四条第二項、第十五条並びに第十六条の規定は、これらの奨学金の返還が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

**山梨県教育委員会規則第五号**

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則（昭和六十三年山梨県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第六号**

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二号中、「の合格」を削る。

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第七号**

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則（昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第

二条の規定により自己啓発等休業の承認（以下、「自己啓発等休業の承認」という。）

を受け、又は自己啓発等休業の期間の終了により職務に復帰した場合  
第四条第二項中「をし」の下に「、自己啓発等休業の承認を受け」を加え、「職務に  
復職し、又は復帰した」を「復職し、又は職務に復帰した」に改める。  
第五条中「をされ」の下に「、大学院修学休業をし、自己啓発等休業の承認を受け」  
を加える。

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第八号**

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第二号）の一部  
を次のように改正する。

第三条第一項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期  
付短時間勤務職員」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第九号**

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する  
規則

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県  
教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請）

**第二条** 条例第六条第一項の規定による山梨県立男女共同参画推進センターの指定管理

の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

（利用料金の減額又は免除）

**第二条** 条例第十三条の規則で定める場合は障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者がレクリエーション室を利用する場合とし、減額し、又は免除することができる額は条例別表第一号の表レクリエーション室の項及び別表第三号の表レクリエーション室の項に定める額の全額とする。

第四条から第七条までを削る。

第一号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

年 月 日

殿

（申請者）  
所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立男女共同参画推進センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十八号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立男女共同参画推進センターの管理に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ことに知

事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第八条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第四項中「又は第十号」を「第十号又は第十一号」に、「運転免許証、身体障害者手帳、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類その他の」を削り、「該当する者である」を「該当する」に改める。

第二条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第一条 条例第七条第一項の規定による山梨県立美術館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第二条及び第四条を削る。

第五条第一項中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第六条及び第七条を削る。

第八条第一項中「第十号」を「第十五号」に改め、同条第二項中「(第六号様式)」を「(第四号様式)」に改め、同条第三項中「(第七号様式)」を「(第五号様式)」に改め、同条を第四条とする。

第九条を削る。

第十条中「次の」を「条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に関する」に改め、同条各号を削り、同条を第五条とする。

第十一条を削る。

第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第10条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

第一号様式の二から第一号様式の六までを削る。  
第二号様式中「(第5号様式)」を「(第3号様式)」に改め、「総務課」を削る。

第三号様式中「(第5号様式)」を「(第3号様式)」に改める。  
第四号様式及び第五号様式を削る。

第六号様式中「(第8号様式)」を「(第4号様式)」に改め、「総務課」を削り、同様式を第四号様式とする。

第七号様式中「(第8号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を第五号様式とする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立美術館の管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

### 山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

#### 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第十一号を第十二号とし、第十条の次に次の一号を加える。

十一 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の

観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第十条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第四項中「又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、「運転免許証、身体障害者手帳、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類その他の」を削り、「該当する者である」を「該当する」に改める。

第二条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第一条 条例第七条第一項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第二条及び第四条を削る。

第五条第一項中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第六条第一項中「第七条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第四条とする。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「第九条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「(第八号様式)」を「(第五号様式)」に改め、同条を第五条とする。

第十条第一項中「第十号」を「第十五条」に改め、同条第二項中「(第九号様式)」を「(第六号様式)」に改め、同条第三項中「(第十号様式)」を「(第七号様式)」に改め、同条を第六条とする。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「次の」を「条例第十一条第一項及び第二項の規定による利用の承認等に関する」に改め、同条各号を削り、同条を第七条とする。  
第十三条を削る。  
第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第10条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

第一号様式の二から第一号様式の六までを削る。

第二号様式中「(第5条第1項)」を「(第3条第1項)」に改める。

第三号様式中「(第6条第1項)」を「(第4条第1項)」に改める。

第四号様式中「(第6条第2項)」を「(第4条第2項)」に改める。

第五号様式から第七号様式までを削る。

第八号様式中「(第9条第1項)」を「(第5条第1項)」に改め、同様式を第五号様式とする。

第九号様式中「(第10条第1項)」を「(第6条第1項)」に改め、同様式を第六号様式とする。

第十号様式中「(第10条第2項)」を「(第6条第2項)」に改め、同様式を第七号様式とする。

附則

1 (施行期日) この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十九号)附則第四項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立文学館の管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをい

う。)を有する者が観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第十条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

第十一条第六号中「閲覧料等」を「観覧料等」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき。 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第五条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、「運転免許証、身体障害者手帳、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類その他の」を削り、「該当する者である」を「該当する」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十四号

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

山梨県教育委員会規則第十四号

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 奥 石 順 一

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則（平成十九年山梨県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）第六條第一項」を「山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）第十條第一項」に、「山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第六條第一項」を「山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第十條第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県立学校の副校長設置に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 奥 石 順 一

山梨県立学校の副校長設置に関する規程を廃止する告示

山梨県立学校の副校長設置に関する規程（平成十六年山梨県教育委員会告示第一号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

山梨県奨学生選考委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 廣 瀬 孝 嘉

山梨県奨学生選考委員会規程を廃止する訓令

山梨県奨学生選考委員会規程（昭和四十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

そ の 他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県議会議長 内 田 健

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県政務調査費の交付に関する規程（平成十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する

第五条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十條第四項の別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 調査研究活動記録票（第六号様式）
- 二 政務調査費支出証明書（第七号様式）

第六条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「収支報告書」を「収支報告書等」に、「第六号様式」を「第八号様式」に改める。

第七条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第五号様式中

収	支	報	告	書
---	---	---	---	---

を「

収	支	報	告	書
---	---	---	---	---

」に改める。

収	支	報	告	書
---	---	---	---	---

第六号様式中「政務調査費収支報告書」を「政務調査費収支報告書等」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同様式を第八号様式として、第五号様式の次に次の二様式を加える。

## 調査研究活動記録票 (領収書等貼付用紙)

会派・議員名 \_\_\_\_\_

項目(該当するものに○を囲む)

調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人のみ)
-------	-----	-----	-------	-------	-----	-----	-----	------------------

年月日					
場所					
相手方					
参加した議員等の氏名					
目的・内容・結果等					
上記活動に要した経費	費目	経費の内容	金額(円)	(按分率)	充当金額(円)
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
合計				———	

[領収書貼付欄](複数枚貼付可・重ならないように貼付すること。)

この欄に貼付しきれない場合は、裏面に貼付すること(裏面領収書 無・有)。

第7号様式(第5条関係)

## 政務調査費支出証明書

支出年月日	支出先	支出内容	支出金額(円)
領収書等を徴し難かった理由			備考
支出年月日	支出先	支出内容	支出金額(円)
領収書等を徴し難かった理由			備考
支出年月日	支出先	支出内容	支出金額(円)
領収書等を徴し難かった理由			備考
<p>上記のとおり、相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">年 月 日</span> <span style="margin-right: 50px;">会派経理責任者</span> <span style="margin-right: 50px;">議 員</span> <span style="float: right;">印</span> </p>			

**附則**

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番